

- 作業環境測定は、測定に専門知識及び技術を要する作業場（指定作業場）における作業環境測定については、作業環境測定士による測定（デザイン、サンプリング、分析）を義務付け、測定結果の精度を担保している（労働安全衛生法及び作業環境測定法）。
- 一方、個人ばく露測定においては、指定作業場における測定を含め、測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがない状態である。
- 第三管理区分作業場等においては、個人ばく露測定の結果により、呼吸用保護具の選択を行うことを義務付けることから、測定の精度を担保する仕組みを検討する必要があるのではないか。

個人ばく露測定関係の現状の規定

④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（個人ばく露測定を義務付け）

② 第三管理区分作業場（個人ばく露測定を義務付け）

① 指定作業場（作業環境測定士による作業環境測定が義務）

③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場（リスク見積りのため、個人ばく露測定を行う。）

⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う屋内作業場（濃度基準値を超える恐れのある場合、個人ばく露測定を指針で求めている）

- ① 指定作業場（①）では、作業環境測定士による作業環境測定が義務付けられている。
- ② 第三管理区分作業場（②）では、令和6年4月1日から、個人ばく露測定が義務付けられるが、法令上、測定実施者に限定はない。
- ③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場（③）では、リスク見積りのため、化学物質リスクアセスメント指針・技術上の指針に基づき、個人ばく露測定を行う。
- ④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（④）では、個人ばく露測定が義務付けられているが、法令上、測定実施者に限定はない。
- ⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う行う作業場（⑤）においては、令和6年4月1日から、技術上の指針に基づき、個人ばく露測定（確認測定）を行う。